

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物及び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員の退職金の支出に備えるため、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上し、同額を退職給付引当資産として計上している。

なお、平成27年度に京都社会福祉事業企業年金基金に移行したことにより、平成27年9月末時点の退職給付引当金残高を前々年度から3年間で取崩すこととしている。

- ・賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。ただし、当期に計上すべき金額はありません。

2. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済及び一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する京都社会福祉事業企業年金基金に加入している。

3. 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人は、拠点区分が1つであるため作成していない。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

清明保育園拠点（社会福祉事業）

「清明保育園」

「本部」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
土地	110,029,410	0	0	110,029,410
建物	186,055,515	0	7,785,435	178,270,080
合計	296,084,925	0	7,785,435	288,299,490

5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし。

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	110,029,410 円
建物（基本財産）	178,270,080 円
計	288,299,490 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	95,480,000 円
計	95,480,000 円

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,506,540	0	2,506,540
未収金	221,100	0	221,100
未収補助金	5,491,230	0	5,491,230
立替金	284,630	0	284,630
合計	5,996,960	0	5,996,960

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし。

9. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし。

10. 重要な偶発債務

該当事項なし。

11. 重要な後発事象

該当事項なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし。